

令和7年度 第1回大和市スポーツ施設等の指定管理者選定委員会 議事録

- I. 開催日時 令和7年7月18日(金) 午前10時00分～午前11時00分
- II. 開催場所 大和スポーツセンター 2階 第3会議室
- III. 出席状況 委員 5人
人見 清志委員(会長)、大紺 和由委員(職務代理)、北島 正巳委員、
坂井 睦春委員、福士 忠生委員
事務局(担当課含む): 4人
- IV. 公開・非公開の状況
公開 非公開 一部非公開

V. 傍聴 0人

VI. 審議又は検討の経過及び結果

A. 会議次第

- 1 委員自己紹介
- 2 会長及び職務代理の選出
- 3 議題
 - (1) 指定管理者選定の概要について
 - (2) 指定管理者申込要項及び選定基準について
 - (3) その他

B. 審議内容など

- ・会長選出について、委員の互選により委員が選出された。
- ・職務代理選出について、会長の指名により、大紺委員に決定した。
- ・指定管理者選定委員会の役割、施設の募集要項や選定基準等について所管課より説明を行い、質疑とともに各委員が意見を述べた。
(※資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所文化振興課で閲覧できますので、事前に連絡のうえお越しく下さい。)

1 議題

(1) 指定管理者選定の概要について

委員：次回の8月20日については10時からとの話であったが、10月10日第3回選定委員会の時間は決まっているか。

事務局：午後を予定している。

委員：概要2の指定管理者候補者の指名について、今回は公募しないとの話であったがどういうことか。

事務局：指定管理者は原則公募を行い選定するが、条例でスポーツ施策を推進していく上では、公募せずに選定することができるということが定められている。今回はそういった観点からこちらが指定している。

委員：今指定しているところに継続してお願いをするということか。

事務局：そうである。そもそも財団は市のスポーツ施策を推進していく趣旨のもとつくられているため、市の方から指定管理者として指定し、非公募のかたちをとっている。

(2) 指定管理者募集要項及び選定基準について

委員：資料2の募集要項4ページ(4)指定管理料について、令和8年度から令和12年度の指定管理料の上限額は1年間で269,496,000円であるが現在はどれくらい上げているのか。

事務局：現行の指定管理料は年間2億1千万円がスポーツ施設設置条例規定施設の5施設分の指定管理料である。案ではあるが約6千万円の増加である。昨今の人件費・物価・光熱費等の高騰をふまえると自助努力ではどうにもならないような部分のやむを得ない高騰の直撃が我々の見立てである。

委員：資料2の13ページのリスク分担表の負担者の○と△の説明をしてもらえるか。

事務局：○はリスクを負担する者。どちらかにしか○がないものははっきりしているところだが、例えば周辺住民・市民等および施設利用者への対応の中の事業に対する苦情、反対・要望、訴訟への対応のところでは、市に一義的に○がついているものの、内容や性質によっては市のみの対応だけのものではない。そういったところで△は両方で負担する部分もあるというところを表記している。

委員：いくつか懸念がある場合は判例を書いた方が良いのではないか。

委員：資料2の8ページのネーミングライツの導入について、ネーミングライツで名称が変わった場合、看板やサインが変わってくる可能性があるが、それは指定管理者が負担をするのか。

事務局：ネーミングライツについては現在全庁的に公共施設への導入を検討している

ところである。導入に向けても方針が示されており、費用負担は命名権を買う側にある。プレートや看板を設置する場合には事業者が負担。財団が受託するにあたって、そちらがネーミングライツをするのか、より一般企業に振っていくかというのは進めていく中での協議・検討事項ととらえている。

委員：資料2の13ページのリスク分担の関係で、今まで市と大きく協議したものはあるか。

事務局：特に大きな協議はない。施設に損傷があった場合には明確に一定の金額で判断がつくというところもあり、周辺住民からの大規模な訴訟に繋がるようなものは今までの運営上発生していない。

－指定管理者候補者の審査要領及び審査項目について事務局より説明－

(3) その他

事務局から次回以降の選定委員会の開催予定について説明を行った。

委員：次回、書面開催となると各委員に書面で通知がくるということか。

事務局：そうである。

－質疑終了－

<閉会>